

働く

市内の事業者を応援します

これから**創業**を考えている方やより良い事業展開を考えている経営者の皆さんに向けて、補助制度を用意しています。

01 新たなビジネスに取り組む方へ 新事業チャレンジ補助

新たなビジネス展開やデジタル技術の導入、販路開拓等に取り組むための費用に対し、その一部を補助します。



補助対象事業

- ① 新事業に資する事業再構築
 - ② 新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入
 - ③ 販路開拓に資する展示会出展
- ※市内業者によって施工または市内業者から購入するものに限ります。

【補助対象外経費】

- ・ 土地または建物の取得費および賃借料
- ・ チェーン店加盟料、ECサイト手数料および取扱手数料
- ・ 事業で使用したものととして明確に区分できない経費
- ・ 補助金の交付決定前に支出している経費

補助率 3分の2以内

補助額 最大50万円

ただし、③のみの事業実施に係る限度額は最大10万円。

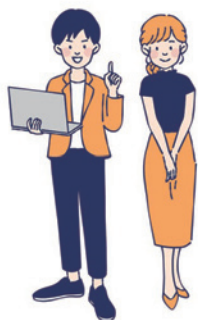
補助対象者

- 次の全てを満たすもの
- ・ 市内に主たる事業所等を有する個人または法人
- ・ 市内で1年以上商工業を営んでいるもの

※主として、農業、林業、漁業、医療、福祉、公務を営むものは対象外

募集期限 12月27日(金)

※予算額に達した場合、募集を締め切る場合があります。



02 人材育成をお手伝いします 事業所等人材育成補助

従業員の資質の向上、能力開発、技術力向上または企業経営に必要な知識の習得のため、研修受講等に係る経費の一部を補助します。
対象となる研修・補助限度額等

対象となる研修	補助率	補助限度額
独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業大学の主催する各種研修の受講	1/2 以内	受講者1人当たり5万円 かつ1者当たり10万円
公益財団法人福島県産業振興センター その他の公益法人の主催する各種研修の受講		1者当たり20万円
事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して市内において開催する研修		

補助対象者

市内で事業を1年以上営んでいる事業所
※予算額に達した場合、募集を締め切る場合があります。



03

市内で創業される方必見① 空き店舗等活用事業補助

新たに創業をする方が、市内の空き店舗の改修や賃借をする際の費用の一部を補助します。

補助額等 下表のとおり
主要要件

- ・申請年度内に営業を開始すること
 - ・3カ月以上利用されていない空き店舗
 - ・空き店舗の所有者が創業者または創業者の3親等以内の親族でないこと
 - ・不特定多数の顧客が訪問し、有るか対面で直接的にサービスの提供を行うもの
 - ・事業の基本となる業務の大半を創業者が自ら行うこと
 - ・創業後2年以上継続して営業を行うことが見込まれ、週4日以上営業を行う
- ※この他にも要件があります。詳細は、下記までお問い合わせください。



補助対象経費	補助率	補助対象者	補助対象業種	補助対象期間	補助限度額
店舗等改修費 ・内装工事費 ※市内業者によって施工されるものに限る。	2/3以内	市内在住者 ※開業までに市内に転入予定の者を含む。	日本標準産業分類に定める、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療業のうち要綱に定める業種 ※詳細は下記までお問い合わせください。	交付決定日から営業開始日まで	200万円
店舗等賃借料 ・賃借店舗等の月額家賃(敷金・礼金等の諸経費を除く。)				営業開始日の属する月の翌月から6カ月間	10万円/月

04

市内で創業される方必見② 融資金利子補給補助

新たに市内で創業される方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

補助額

交付期間の各年分の1月1日から12月31日までに支払った額
※限度額は、融資金に係る利率の年2%に相当する額

補助対象者

・対象融資を受けた後、速やかに創業する方、または創業後1年以内に対象融資を受けている方

補助対象融資

- ・福島県起業家支援保証融資
- ・(株)日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
- ・市内金融機関が実施する前記2つの融資条件に準ずる融資
- ※対象融資の上限は2千万円
- ※借換資金としての融資は対象外

◎お問い合わせ:

01・02

商工課商工振興係

☎(55)5120

Fax(22)8533

03・04

商工課企業誘致係

☎(55)5121

Fax(22)8533